

平成 17 年 8 月 29 日

各 位

### 損害賠償反訴請求訴訟に対する報道について

本年 7 月 28 日、弊社が株式会社 U S E N に対し提起しました損害賠償反訴請求訴訟につきまして、月刊ベルダ 8 月号（発行所 株式会社ベストブック、年間予約購読誌）で論評されておりますのでその記事の一部を以下ご紹介します。

#### 「呆れたこじつけ訴訟

U S E N は七月三日、キャンを相手に損害賠償請求訴訟を起こした。内容は、キャンが有線放送業務を無届け・不正確な届けのまま違法営業を続けていることにより、U S E N が一四三億円もの損害を受けたというもの。「違法営業」というのは、有線ケーブルを無断で電柱に架線して営業を行うことで、電力会社に利用料を払っていない分だけ利益を上げることができる。

ただ、この訴訟の内容はこじつけ色が強い。第一、全国の電柱にケーブルを張りめぐらせてサービスを実施したのは U S E N の方が先である。最近でこそ電柱を管理する電力会社との間で使用料支払いに合意しているが、それでも完全な契約完了には至っていないという。同社がいかにも全国津々浦々に無断でケーブルを敷設していたかがうかがえる。それによって高シェアを確保した U S E N 側が、なぜ二位のキャンが同じことをしているのを指弾できるのか。

また、訴訟の根拠となる違法営業の問題は基本的には電力会社とキャンとの問題である。U S E N は埒外にある。U S E N は損害を受けたというが、一四三億円もの巨額の損害を受けるほどシェアに変動があったわけではない。むしろ、U S E N 側がキャンの顧客を奪い取っているのが現実。

この訴訟はむしろ、U S E N が同時に起こした「債務不存在確認請求訴訟」の方が本筋で、こちらを目立たなくするために一四三億円という数字を出してきたものではないのか。

というのは、キャン側もその直後、約一〇〇億円の「損害賠償請求訴訟」を U S E N に対して起こしたからだ。

こちらは U S E N 側にとって言い訳がきかない条件がそろっている。そのため、先に訴訟を起こしておいて、裁判の長期化を図ろうとしている—そんな陰湿な意図すら感じさせられるのだ。

言い訳がきかないというのは〇四年九月、U S E N がキャンの営業を不当に妨害したとして、公正取引委員会が独占禁止法違反（私的独占の禁止）で同社と営業代理店の日本ネ

ットワークビジョンに対し、今後は同様の行為を行わないよう排除勧告した経緯があるからだ。この公取委の判断を根拠に、キャンは損害の賠償をUSENに対して求めていた。しかし、USENが拒絶したため裁判に持ち込むことを通告していた。

その先手を打って逆にUSENが提訴したのである。民事訴訟においてはよくある手口で、外部からは、先に訴訟した方に正義があるように思われがちなのだ。」

以 上